

三重県立特別支援学校
センター的機能ガイドブック

平成31年3月

三重県教育委員会

はじめに

県立特別支援学校では、特別支援教育のセンター的機能として、これまで各校が教育部門毎（障がい種別）に蓄積してきた指導支援のノウハウに基づき、小中学校等の主に特別支援学級の教職員の皆さんに対して指導に関する助言や教材の紹介などを進めてきました。また、発達障がいのある子どもたちへの支援が求められる中、具体的な関わり方や個別の指導計画の作成などについての支援に取り組んできました。

小中学校等においても特別支援学校のセンター的機能についての理解が浸透し、積極的に特別支援学校への支援を依頼する場面が増加するにつれて、医療や福祉などとの連携が不可欠な相談内容が占める割合も増えるなど、センター的機能への期待はますます高まっています。

そこで、特別支援学校におけるセンター的機能を県内全域で広域的・段階的に展開していくためには、センター的機能の活用の仕方を共通化し、各特別支援学校と各小中学校等との連携をより強化した中で進めていくことが重要であることから、この度、センター的機能ガイドブックを作成し、改めて広く周知することとしました。

このガイドブックは全体を2部構成としています。

第1部には、本県における特別支援学校のセンター的機能の概要を示してあります。

第2部には、小中学校等の教職員の皆さんが実際にセンター的機能を活用する際の手続き等が示してあり、いわゆる活用の手引きのような内容となっています。

これまで特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用いただいていた学校はもとより、未活用の学校についても、まずはこのガイドブックを手にとって内容を確認いただき、よりよい支援に結びつけていただく際の参考にさせていただければと考えます。

県教育委員会では、今後も特別支援学校のセンター的機能の充実に向け、かがやき特別支援学校を始めとする各特別支援学校の取組を充実・深化させるとともに、各校間で連携して広域的・段階的な地域支援が進められるネットワークの構築を図ってまいります。

平成31年3月

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

目 次

【第1部】三重県立特別支援学校のセンター的機能の概要

本県の特別支援学校におけるセンター的機能	1
1 センター的機能とは	
2 県内の特別支援学校	
3 センター的機能による支援の実施状況	

【第2部】三重県立特別支援学校のセンター的機能の活用にあたって

(保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教職員のための利用の手引き)

特別支援教育における段階的な支援体制の構築	5
1 学校等での支援（一次支援）	
2 特別支援学校のセンター的機能を活用した支援（二次支援）	
3 かがやき特別支援学校による発達障がいに関する支援（三次支援）	

【資料】	16
------------	----

【引用文献・参考資料等一覧】	18
----------------------	----

第1部

三重県立特別支援学校の センター的機能の概要

第1部では、県立特別支援学校のセンター的機能について説明します。



「美しいとし・三重」マスコットキャラクター

う〜まちゃん

本県の特別支援学校におけるセンター的機能

1 センター的機能とは

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）には、「特別支援学校は地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努める」と示されています。

このことについては、文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月）で、センター的機能の具体的内容として以下のことが示されています。

- 各学校の教職員への支援機能
- 各学校の教職員に対する研修協力機能
- 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- 個別の指導計画や個別の教育支援計画等の作成への助言など、児童等への指導・支援機能
- 教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- 児童等への施設設備等の提供機能 等

また、上記に加え、本人や保護者からの相談、職業教育や就労に関する相談についても対応が求められており、本県では特別支援学校のセンター的機能として次のような取組を進めています。

【児童生徒等・保護者の方への取組】

- ① 課題やつまづいていることを明らかにします。
- ② 障がいの特性や認知の特性、ニーズに応じた指導や支援の方法、環境の整理の仕方などをアドバイスします。
- ③ 特別支援学級や特別支援学校を含む就学や転学の相談に応じます。
- ④ 進路や卒業後の就労の相談に応じます。
- ⑤ 福祉や医療等の他機関への支援の橋渡しに関する相談に応じます。

【教職員・関係機関の方への支援】

- ① 個別の指導計画の様式や記入の仕方、実際の指導・支援場面への活用方法をアドバイスします。
- ② 個別の教育支援計画の様式や記入の仕方、実際指導・支援場面の目標との関連などについてアドバイスします。
- ③ 学校全体で支援する校内体制や校内委員会の在り方についてアドバイスします。
- ④ 具体的な教材や教具を紹介します。
- ⑤ 教職員研修会に、講師や助言者として参加します。

いろいろなスタイルで相談に応じています。

- ・電話相談
 - ・特別支援学校での相談
 - ・コーディネーターの学校訪問 など
- 場合によっては、進路担当、学部主事などとも連携して相談に応じます。



平成29年3月告示の小学校、中学校の各学習指導要領において、「特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとす」とされています。



2 県内の特別支援学校

平成30年4月現在、本県では「視覚障がい」「聴覚障がい」「知的障がい」「肢体不自由」「病弱」の教育部門に基づく18校（分校を含む）の県立特別支援学校を設置しています。

各特別支援学校は、設置されている「北勢」「中勢」「伊賀」「南勢・松阪・志摩」「東紀州」の5つのエリアでセンター的機能による支援を進めます。

また、盲学校・聾学校・かがやき特別支援学校については、県内全域に対しての支援を行うこととしています。（図1：P2）

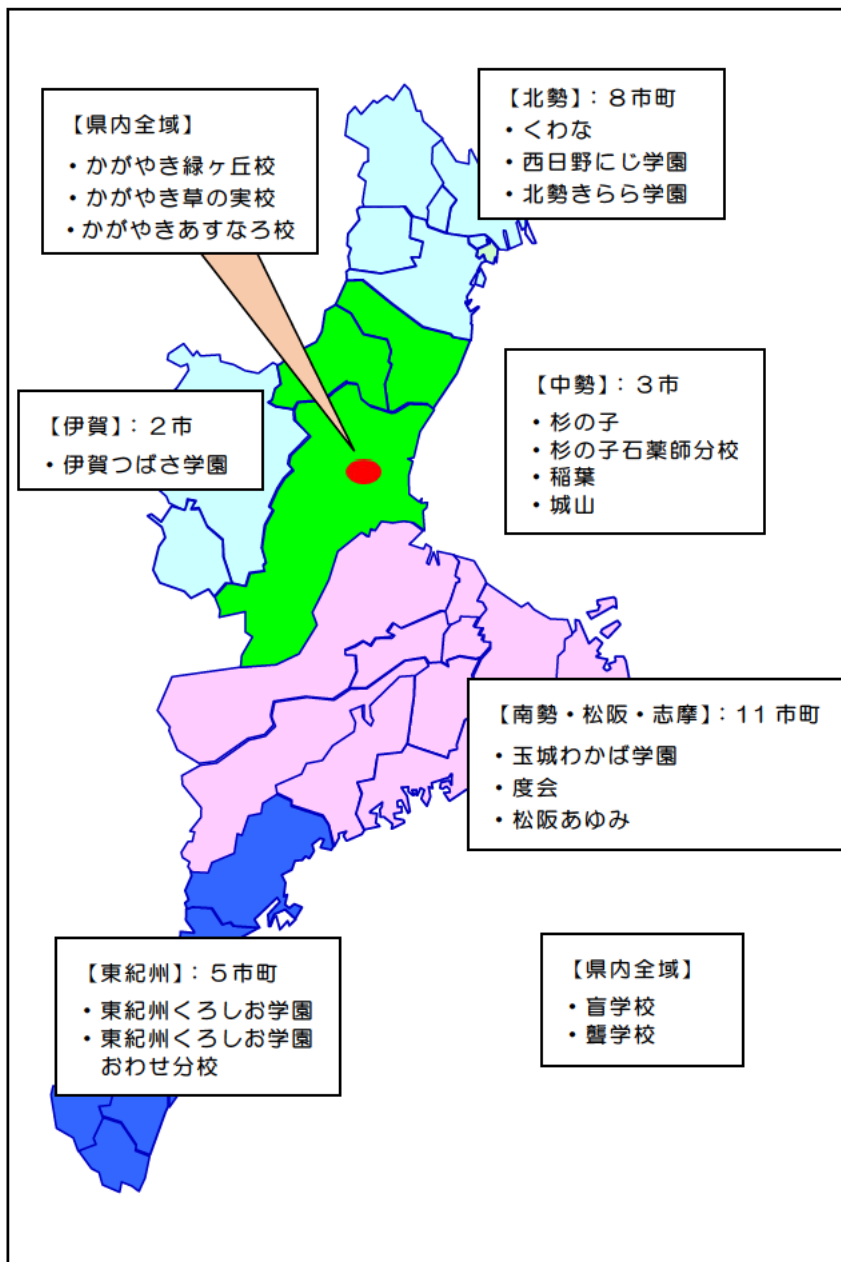


図1. 三重県内の県立特別支援学校（平成30年4月現在）

北勢地域

- ・くわな特別支援学校
- ・西日野にし学園
- ・北勢きらら学園

中勢地域

- ・杉の子特別支援学校
- ・杉の子特別支援学校石薬師分校
- ・稲葉特別支援学校
- ・城山特別支援学校

伊賀地域

- ・伊賀つばさ学園

南勢・松阪・志摩地域

- ・玉城わかば学園
- ・度会特別支援学校
- ・松阪あゆみ特別支援学校

東紀州地域

- ・東紀州くろしお学園
- ・東紀州くろしお学園おわせ分校

県内全域

- ・盲学校
- ・聾学校
- ・かがやき特別支援学校
緑ヶ丘校
草の実校
あすなろ校

県立特別支援学校

部門	学校名	所在地	電話番号
視覚障がい	盲学校	〒514-0819 津市高茶屋四丁目 39-1	059-234-2188
聴覚障がい	聾学校	〒514-0815 津市大字藤方 2304-2	059-226-4774
知的障がい	くわな特別支援学校	〒511-0811 桑名市大字東方字尾弓田 1073	0594-87-6061
	特別支援学校 西日野にし学園	〒510-0943 四日市市西日野町 4070-35	059-322-2558
	稲葉特別支援学校	〒514-1252 津市稲葉町字上野 4101	059-252-1221
	特別支援学校 玉城わかば学園	〒519-0427 度会郡玉城町宮古 726-17	0596-58-2716
	杉の子特別支援学校 石薬師分校	〒513-0012 鈴鹿市石薬師町字寺東 452	059-373-2727
	松阪あゆみ特別支援学校	〒515-0044 松阪市久保町 1846-195	0598-30-8170
知的障がい 肢体不自由	杉の子特別支援学校※	〒513-0004 鈴鹿市加佐登三丁目 2-2	059-379-1611
	特別支援学校 伊賀つばさ学園	〒518-0616 名張市美旗町南西原 229-2	0595-67-1050
	特別支援学校 東紀州くろしお学園	〒519-4327 熊野市金山町 2496	0597-89-2623
	特別支援学校 東紀州くろしお学園 おわせ分校	〒519-3637 尾鷲市光ヶ丘 28-61	0597-23-1531
肢体不自由	特別支援学校 北勢きらら学園	〒512-1203 四日市市下海老町字高松 161	059-327-0541
	城山特別支援学校	〒514-0818 津市城山一丁目 5-29	059-234-3431
	度会特別支援学校	〒516-2102 度会郡度会町大野木 1825	0596-62-0001
	かがやき特別支援学校 草の実校	〒514-0125 津市大里窪田町 340-5	059-253-2036
病弱	かがやき特別支援学校 緑ヶ丘校	〒514-0125 津市大里窪田町 357	059-232-1139
	かがやき特別支援学校 あすなろ校	〒514-0125 津市大里窪田町 340-5	059-253-2056

※杉の子特別支援学校の肢体不自由：独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院に入院する児童生徒

県立以外の特別支援学校

部門	学校名	所在地	電話番号
知的障がい	私立学校法人 特別支援学校 聖母の家学園	〒510-0961 四日市市波木町 330-5	059-321-4502
	国立大学法人 三重大学教育学部 附属特別支援学校	〒514-0062 津市観音寺町 484	059-226-5193

3 センターの機能による支援の実施状況

特別支援学校におけるセンター的機能による支援には、「障がいの状況・実態把握」「指導・支援」「就学や転学」「進路や就労」「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」「校内支援体制の構築」「他機関への橋渡し」「研修会等の講師」などがあり、多岐にわたっています。

平成29年度の支援の実施状況として、支援総数は、7,147回で、ほぼ半数を「障がいの実態把握」と「指導・支援」で占めており、実態把握や具体的な支援に対する指導等が求められています（表1）。

また、対象となった児童生徒等 1,884 人のうち、発達障がいのある児童生徒等の割合が 587 名と1/3程度を占めており、発達障がいに関する支援の必要性の高さが表れています（表2）。

表1 県立特別支援学校における年度ごとの支援 内容別の実施回数

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がいの実態把握	1,145	1,304	1,342
指導・支援	1,846	2,107	2,070
就学や転学	994	1,277	1,509
進路や就労	436	402	326
個別の指導計画	169	387	290
個別の教育支援計画	90	84	127
校内支援体制の構築	232	246	436
他機関への橋渡し	136	173	147
その他	1,095	1,230	821
研修会等の講師	67	85	79
合計	6,210	7,295	7,147

表2 県立特別支援学校における年度ごとの支援 対象人数等

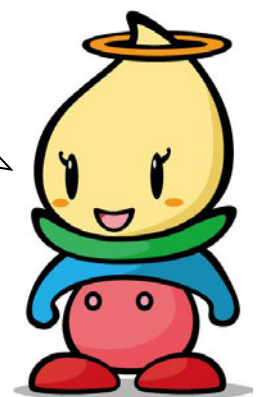
項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象人数	1,745	1,855	1,884
うち発達障がいの人数	690	681	587
発達障がいの割合	39.5%	36.7%	31.2%

第2部

三重県立特別支援学校の センター的機能の活用にあたって

保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教職員のための利用の手引き

第2部では、県立特別支援学校のセンター的機能を活用する際の手続きや具体的な方法について説明します。



「美し国おとし・三重」マスコットキャラクター

うまちゃん

特別支援教育における段階的な支援体制

県内の障がいのある児童生徒に関する支援としては、各保育園や幼稚園、小学校や中学校、高等学校（以下 学校等）での支援（一次支援）、その学校等と同じ地域に所在する特別支援学校のセンター的機能を活用した支援（二次支援）、さらに県内の特別支援学校のセンター的機能の中核としての役割を担うかがやき特別支援学校による支援（三次支援）といった、三層の構造による広域的、段階的な支援体制を構築し、関係機関と連携しながら支援を進めています。

一次支援

学校等における障がいのある児童生徒等に関する支援

二次支援

特別支援学校のセンター的機能を活用した支援

三次支援

かがやき特別支援学校の医療機関と連携した発達障がい等に関する専門的な支援

三層の構造による段階的な支援体制

1 学校等での支援（一次支援）

学校等において、園内や校内あるいは地域資源を活用しながら、支援が必要な児童生徒に対する個別の指導計画を作成し、支援を実施します。

学校等は、特別支援教育コーディネーター（以下 特別支援教育CO）を中心に特別支援教育校内委員会で、該当する児童生徒に対する支援方法を決定し、個別の指導計画やパーソナルカルテを活用するなど途切れのない支援を行っていくことが重要です。

各市町では、指導主事等による授業参観や指導助言、相談員による巡回相談、みえ発達障がい支援システムアドバイザーによる支援などの支援を行っています。

●支援方法は定期的に見直しを行い、新たな目標のもとに支援を考えていくことが大切です。

●パーソナルカルテ
三重県教育委員会が作成した「障害のある子どもの自立と社会参加を実現するため、早期からの一貫した支援の提供や、子どもへの支援に必要な情報を引き継ぐためのツール」です。同様のものを作成している市町もあります。

●みえ発達障がい支援システムアドバイザー
市町に勤務する職員（小中学校教員を含む）で、県立子ども心身発達医療センターの計画に沿って研修を修了した人をさします。早期発見と途切れのない支援のために市町でキーパーソン（発達総合支援室等で保育所、幼稚園、小・中学校に対して指導的立場に立つ人）の役割を担います。

2 特別支援学校のセンター的機能を活用した支援(二次支援)

(1) 特別支援学校による支援

学校等において支援を実施したうえで、より専門的な支援が必要な場合、特別支援学校のセンター的機能を活用した二次支援につなげます。

各特別支援学校では、教育部門毎(障がい種別)に蓄積してきた指導支援のノウハウを活用し、「教育相談(巡回・電話・来校)」「研修会開催」「ホームページを活用した情報発信」等によって学校等への支援を進めています。

加えて、発達障がいに係る教育相談については、教育部門にかかわらず、すべての特別支援学校が学校等からの支援要請に対応しています。

二次支援の主な内容

- 児童生徒等の行動観察(授業参観)による実態把握
- 指導・支援方法の相談・助言
- 就学や転学等の相談・助言
- 進路や就労の相談・助言
- 事例検討会や校内委員会への参加・助言
- 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成に関する相談・助言
- 校内支援体制の整備に関する相談・助言
- 他機関への支援の橋渡しに関する相談・助言
- 教職員研修会等の講師派遣
- 障がい理解に関する出前授業
- 資料や教材等の提供 他

(2) 支援の要請から支援実施までの流れ

学校等で対応できない支援については、学校で抱え込むのではなく特別支援学校のセンター的機能を活用した二次支援に移行してください。

こんなことでお困りではありませんか？

- ・特別な支援を必要とする子どもをどう支援したらいいのだろうか？
- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画はどう書いて、どう活用すればいいのだろうか？
- ・学校以外に支援してくれるような関係機関と、どう連携していったらいいのだろうか？
- ・特別支援教育に関する職員研修会を開きたいが、だれかアドバイスしてくれないだろうか？
- ・学習がスムーズになるような教材教具やプリントがないかな？ など



学校等から特別支援学校へ支援を依頼する場合の手続きについては次の通りです。

- ① 学校等において、特別支援学校に支援を依頼する内容等を検討してください。
- ② 実態把握や指導・支援の方法等の児童生徒等に関する依頼については、必ず保護者の同意を得てください。
- ③ 学校等は、原則として窓口となる機関（保育園と幼稚園は所管する各機関、小中学校は各市町教育委員会。以下 窓口機関）を通じて、特別支援学校に支援を要請します。高等学校については、特別支援学校に直接依頼してください。
- ④ 窓口機関と特別支援学校で学校等への支援の時期や回数等を調整します。
- ⑤ 窓口機関が学校等へ支援の時期や回数等について連絡します。
- ⑥ 学校等と特別支援学校が日程調整を行い、学校等は地域支援コーディネーター等派遣依頼文書（様式 1：P14・15）を特別支援学校に提出します。
- ⑦ 特別支援学校が学校等に支援を行います。

●二次支援において得た資料や情報は、適正に管理し、相談支援以外の目的で使用しないこととします。

●所管する市町教育委員会等との情報共有を図りながら進めていくことが大切です。

●窓口機関が各校からの支援の要請を把握し、支援回数を調整することで、計画的な支援が行われるようにします。

●「地域支援コーディネーター等派遣依頼書」及び「主な相談内容」に必要事項を記入するだけで、スムーズに手続きを進めることができます。

（3）巡回相談におけるスタンダードモデルについて（図 3：P10）

指導・支援方法の相談・助言については、特別支援学校の特別支援教育COが学校等を計画的に訪問し巡回相談を行っています。

特別支援学校におけるセンター的機能を効果的に展開するためには、県内のどの地域であってもある程度統一的に支援できる仕組みが必要です。ここでは巡回相談に関するスタンダードモデルについて示します。

スタンダードモデルは、あくまでも学校等における個別の指導計画に基づく指導・支援に対する巡回相談の標準形であり、支援内容や支援回数は地域特性を考慮して運用します。

- ① 巡回相談は基本的に年3回とします。1回目は課題・目標・手だての確認、2回目は経過観察・手だての修正、3回目は目標の到達度・次期目標の確認を標準とします。校内の支援の充実度によっては相談回数が少なくなることもあります。

●個別の指導計画を基にした相談支援を行うことにより、前回の支援が実際に実施されたのか、有効だったのか、次回の手立てをどうするのか、などPDC A サイクルに基づいて相談支援を継続します。

- ② 学校等における人材の育成や園校内の支援機能の充実を目指しながら支援を行うこととし、継続して支援を希望する場合、状況に応じて相談回数を減らしていきます（昨年度3回の相談であれば今年度は2回とするなど）。
- ③ 相談は、「個別の指導計画」に基づき実施することから、巡回相談にあたっては、相談を依頼した学校等において「個別の指導計画」が作成されていることを前提とします（「個別の指導計画」作成に関する相談については、この限りではありません）。これにより、支援の積み重ねや充実・発展とともに、学校等における「個別の指導計画」を基にした指導支援の拡充が期待できます。

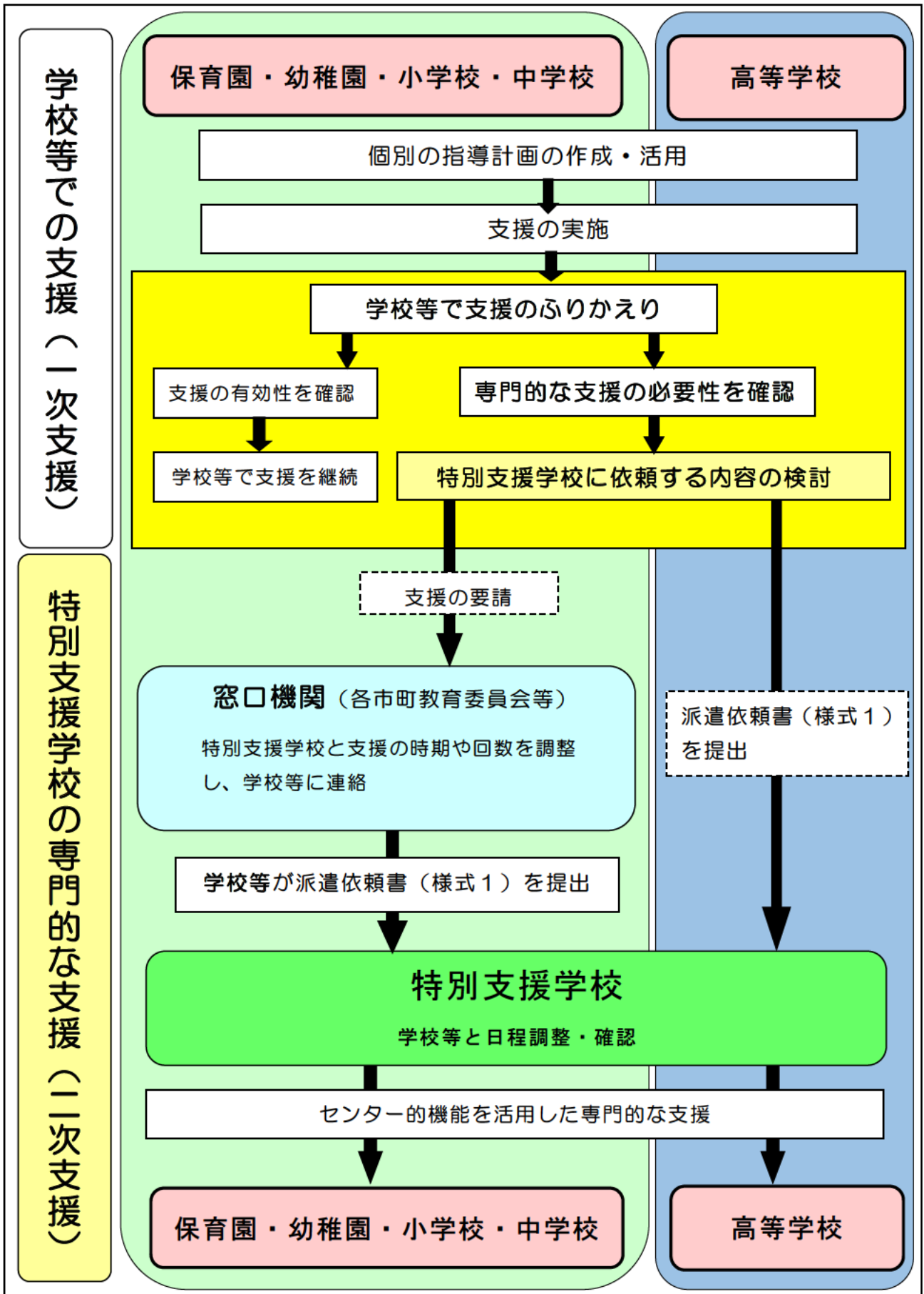
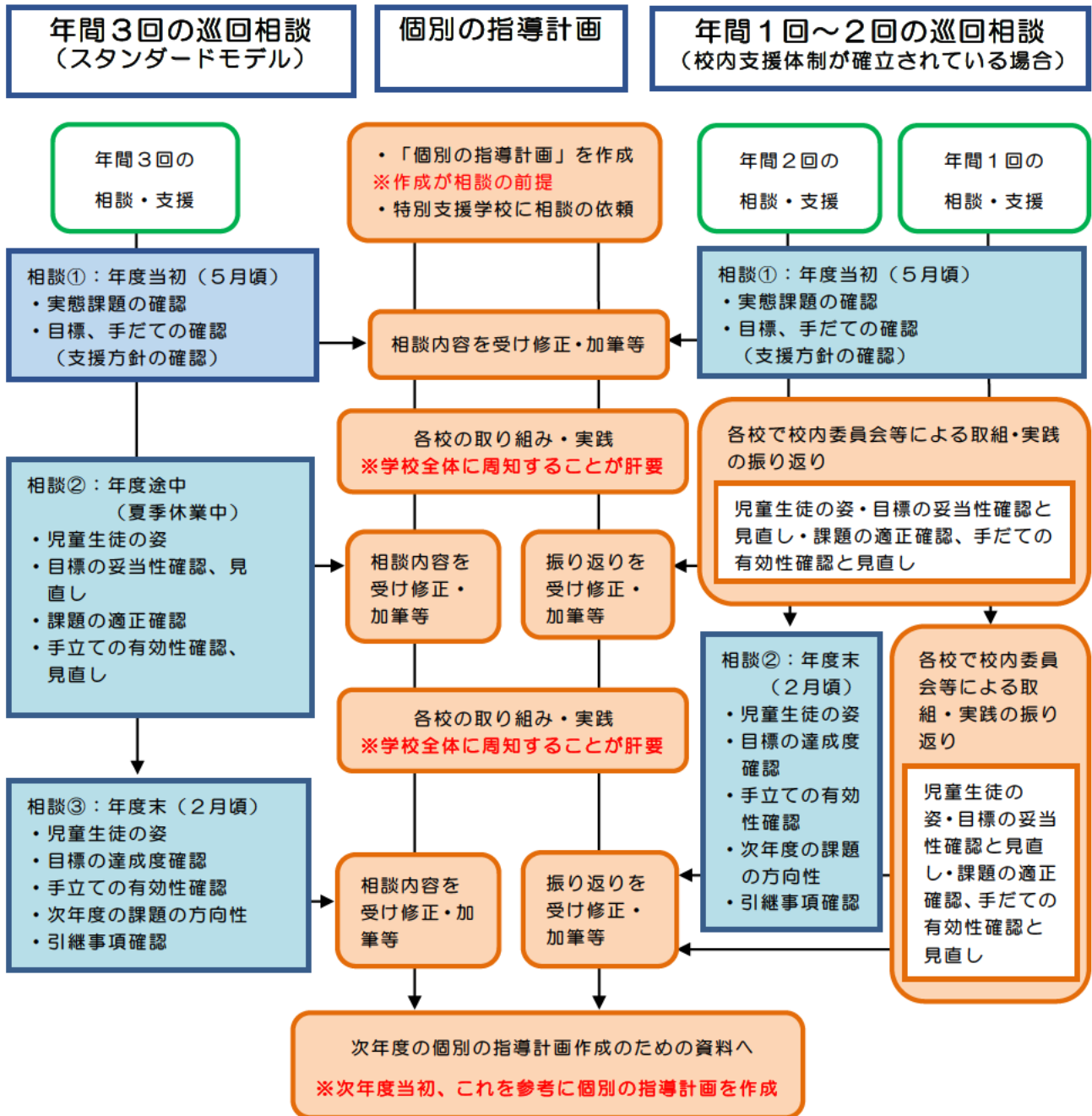


図2. 二次支援の手続き



※あくまでもスタンダードなモデルとする。「個別の指導計画を支援の基本に据える」「支援が実践されて積み上がっていく形になっている」ことが確認できれば、各市町・各校によるアレンジは可能とする。

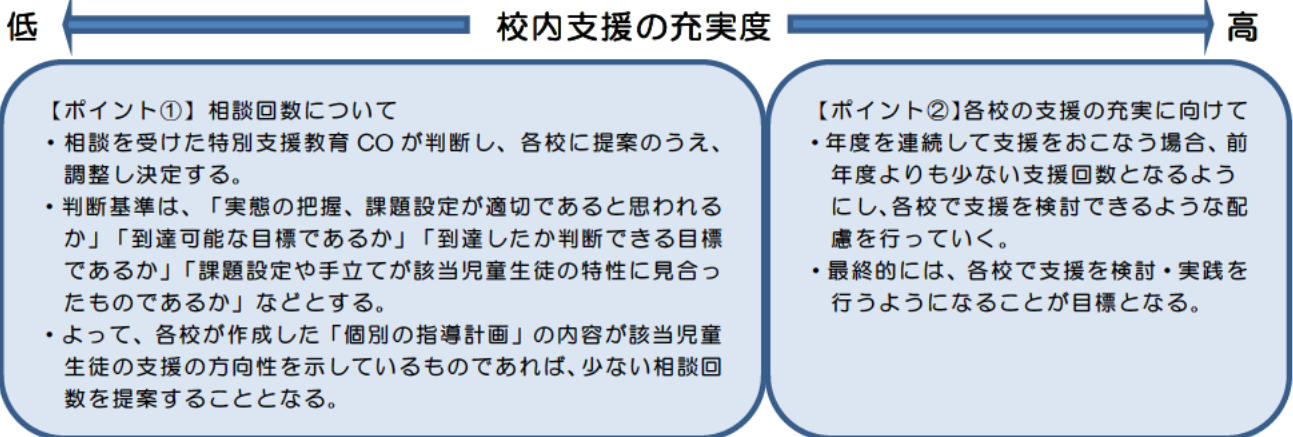


図3. 巡回相談におけるスタンダードモデル

3 かがやき特別支援学校による発達障がいに関する支援（三次支援）

（1）かがやき特別支援学校の役割

かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校、草の実校、あすなろ校）は、隣接・併設する国立三重病院及び県立子ども心身発達医療センターに入院する児童生徒の教育を担う学校として平成 29 年度に開校し、学力の保障、退院後のスムーズな前籍校への復籍を目指して、医療機関、関係機関や前籍校との連携を行っています。

加えて、同校は県内の特別支援教育のセンター的機能の中核となる学校として位置付けられています。

●かがやき特別支援学校では、特別支援学校のセンター的機能を牽引する機能として、「情報の発信」「研修や人材の育成」にも取り組みます。ホームページを活用した教材教具の紹介や、隣・併設する医療機関の職員や本校職員を講師とした研修会などを計画し発信します。

かがやき特別支援学校

緑ヶ丘校（本校・病弱） 小学部、中学部、高等部

前身の緑ヶ丘特別支援学校は、三重病院併設の分教場以来、50年以上の歴史があります。三重病院に入院する児童生徒が、病気の治療をしながら学び、前籍校や地域に戻り、大学や専門学校等への進学や就職等をしています。入院する児童生徒の病状は様々で、多様な教育的ニーズに対応しています。

また、三重大学病院院内教室では、三重大学医学部附属病院小児科病棟に入院する小中学生の訪問教育を担っています。

草の実校（分校・肢体不自由） 小学部、中学部、高等部

県立草の実リハビリテーションセンター併設の城山特別支援学校の分校から、かがやき特別支援学校草の実校として新たにスタートしました。併設する子ども心身発達医療センターのリハビリテーション科及び整形外科に入院する小学部～高等部の児童生徒が学んでいます。

準ずる教育課程、知的障がいや自立活動中心の教育課程等により、幅広い教育的ニーズに対応しています。

あすなろ校（分校・病弱） 小学部、中学部

県立小児心療センターあすなろ学園に併設する津市立小中学校の分校（自・情学級）から小中学部を設置したかがやき特別支援学校あすなろ校として新たにスタートしました。併設する子ども心身発達医療センターの児童精神科に入院し、治療を受けている児童生徒が学んでいます。

準ずる教育課程や知的障がいに対応した教育課程等により、特性やニーズに応じた教育を行っています。

●三重大学附属病院における訪問教育は、平成 8 年度に始まり、平成 27 年度からは、新しくなった附属病院外来棟の新教室で授業が始まりました。小児科病棟と教室は、数メートルの渡り廊下でつながっており、点滴等の治療を続けながら教室に通うことが可能です。また、入院中の高校生への学習支援も行っています。

(2) かがやき特別支援学校による支援

かがやき特別支援学校は、発達障がいに関する支援を行う地域支援担当部門を設置しており、「教育ケースマネージャー（以下 教育 CM）」「地域支援担当特別支援教育コーディネーター（以下 地域支援 CO）」「復籍支援担当特別支援教育コーディネーター（以下 復籍支援 CO）」が専門的な支援を担当しています。

かがやき特別支援学校の教育 CM が相談窓口となり、同校の地域支援 CO と情報共有しながら、必要に応じて各地域の特別支援学校の特別支援教育 CO と連携して支援を行います。

発達障がいに関する支援は特別支援学校の二次支援で行いますが、児童生徒等の状態が改善されない場合、特別支援学校がかがやき特別支援学校に支援の要請をし、かがやき特別支援学校は、特別支援学校に支援（三次支援）を行います。

なお、次の場合においては学校等が直接かがやき特別支援学校に支援を依頼することができます。

- 子ども心身発達医療センターに入院・通院歴があり、学校等での一次支援では対応が困難で、児童生徒等の状態が改善されない場合
- 保護者が子ども心身発達医療センターへ受診予約をしたが、受診までの指導・支援について相談が必要な場合
- 発達障がいに関する支援で、子ども心身発達医療センター等の医療機関との連携に関する相談が必要な場合

こんなことでお困りではありませんか？

- ・友だちとのトラブルで、効果的な支援が見つからず、支援者が疲弊している。
- ・こだわりが強くなってきたことで、学校生活や家庭生活において本人が過ごしにくい状態が続いている。
- ・子ども心身発達医療センターに受診の予約をしたが、診察は数か月先と言われている。それまでに、アドバイスをしてくれる人はいないかな？
- ・保護者から、「主治医のいる子ども心身発達医療センターと連携してほしい」と言われたがどうしたらいいだろうか？

●三次支援は、かがやき特別支援学校の3校（緑ヶ丘校・草の実校・あすなる校）のコーディネーターが連携して行います。定期的に県立子ども心身発達医療センター、三重病院、三重大学医学部附属病院との連携を図り、支援が進めやすい体制づくりにつとめています。

●教育 CM
子ども心身発達医療センターの各職種と情報共有して外部からの教育相談に応じるとともに、各市町の発達支援アドバイザーとも連携して支援を進めます。
各特別支援学校のコーディネーターの総括的役割を担います。

●地域支援 CO
要請を受けて、小中学校等を支援している各特別支援学校を支援する役割を担います。

●復籍支援 CO
入院から退院まで、各関係機関と連携しながら在学中及び退院までの支援を縦断的に検討・推進します。



学校等が、かがやき特別支援学校に直接支援を依頼する際の手続きについては、次の通りです。

- ① 学校等において、相談内容等を検討してください。
- ② 相談依頼の前に、必ず保護者の同意を得てください。
- ③ 学校等は、管理職を通じ、かがやき特別支援学校あすなろ校の教育CMに相談の依頼をします。同時に窓口機関にも依頼した旨を報告してください。
- ④ 地域支援COは、学校等の担当者から支援内容等を聞き取ります。
- ⑤ 学校等は、かがやき特別支援学校に地域支援コーディネーター等派遣依頼書（様式1：P14・15）を直接提出します。
- ⑥ 地域支援COが支援を行います。
- ⑦ 支援の内容や支援の進み具合によって、地域支援COは該当校が所在する地域の特別支援学校による支援へと移行します（三次支援から二次支援への移行）。
- ⑧ 以降は地域の特別支援学校が二次支援として支援を継続します。

●三次支援に地域の特別支援学校の特別支援教育COが帯同するなど、スムーズな移行ができるように配慮します。

●三次支援から年度をまたいで二次支援を行う場合は、年度初めの二次支援の依頼手続きによるものとします。

地域支援コーディネーター等派遣依頼書

年 月 日

県立_____特別支援学校長 宛て

学校名 _____ 立 _____ 学校長

本校の特別支援教育に係る相談について、下記のとおり貴校教職員の派遣をお願いします。

記

1 派遣日 年 月 日（ ）

2 時間 時 分 ～ 時 分

3 場 所

4 相談内容 裏面に記載

※ すでに依頼した相談を継続する場合

派遣希望職員名 _____

【事務担当】

職 名

名 前

電話番号

FAX 番号

依頼内容（該当する項目にチェック）

1 実態把握

- 児童生徒等の行動観察（授業参観）による実態把握

2 相談・助言

（1）児童生徒等に関すること

- 指導・支援方法の相談・助言
- 就学や転学等の相談・助言
- 進路や就労の相談・助言

（2）校内体制等に関すること

- 事例検討会や校内委員会への参加・助言
- 個別の指導計画の作成に関する相談・助言
- 個別の教育支援計画の作成に関する相談・助言
- 校内支援体制の整備に関する相談・助言
- 他機関への支援の橋渡しに関する相談・助言

3 講師等、その他

- 教職員研修会等の講師派遣
- 障がい理解に関する出前授業
- 資料や教材等の提供
- その他（以下にご記入ください）

【資料】

1 特別支援学校センター的機能の位置づけに関するこれまでの様々な動向

(1) 学習指導要領における位置づけ

① 平成29年4月告示「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校との連携を図ること。

② 「特別支援学校高等部学習指導要領」

高等学校等の要請により、障害のある生徒又は当該生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の高等学校との連携を図ること。

③ 平成29年3月告示「小学校学習指導要領」

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

④ 平成29年3月告示「中学校学習指導要領」

障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

⑤ 平成30年告示「高等学校学習指導要領」

障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

(2) 文部科学省関連の報告・答申等における位置づけ

①平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

盲・聾・養護学校は、従来特定の児童生徒に対してのみ教育や指導を行う特別の機関として制度上位置付けられているが、(中略)今後、小・中学校等において専門性に根差したより質の高い教育が行われるようにするためには、盲・聾・養護学校は、これまで蓄積した教育上の経験やノウハウを活かして地域の小・中学校等における教育について支援を行うなどにより、地域における障害のある子どもの教育の中核的機関として機能することが必要である。

今後は、特別支援教育における地域のセンター的機能を有する学校としての役割を踏まえ、この相談等の業務をこれまで以上に重要なものと考えていくことが必要であり、例えば専門の部署の設置等による相談支援体制の充実、地域の研修会等の企画や支援を通じた指導上の知識や技能の小・中学校への普及等の取組を積極的に行うことについて具体的な検討を行うことが必要である。

②平成17年12月「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」

今後、地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校（仮称）中核的な役割を担うことが期待される。特に、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒について、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくためには、特別支援学校（仮称）が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められる。

なお、盲・聾・養護学校における先進的な事例を踏まえ、特別支援学校（仮称）に期待されるセンター的機能を例示すれば、以下のとおりである。

- ①小・中学校等の教員への支援機能
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

（３）三重県における諸計画による位置づけ

平成27年3月「三重県特別支援教育推進基本計画」

特別支援学校のセンター的機能を充実させるために、それぞれの特別支援学校が、地域支援にかかる情報を相互に共有し、効率的な支援体制や、地域への情報発信の方法などを工夫することで、効果的な支援を進めます。

また、小中学校や高等学校の教員等に指導や支援の考え方や方法を伝えることに加え、教員間の協力に基づく組織的な校内支援体制の構築について助言を行うことで、小中学校、高等学校が自校で特別支援教育を推進できる教育力の向上を支援します。

センター的機能による研修会では、特別支援学校における授業研究の取組や研修にかかる内容を積極的に地域に発信したり、特別支援学級の授業研究会で助言したりすることで、地域の特別支援教育の啓発と充実を進めます。その際、特別支援学校からの一方的な支援ではなく、お互いが共に専門性を向上させるという視点を大切に取り組みを進めます。

発達障がいのある児童生徒等への指導・支援について、特別支援学校がこれまで蓄積してきた個別の指導・支援にかかるノウハウを有効に活用することで、小中学校、高等学校等への支援の充実を図ります。

「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校のセンター的機能のあり方、および医療機関との連携や県内の特別支援学校間で連携した広域な支援体制について検討を進めます。

【引用文献・参考資料等一覧】

- ・特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 平成 29 年 4 月告示 文部科学省
- ・平成 29 年度版学習指導要領改訂のポイント 特別支援学校（2017） 宮崎英憲監修 明治図書
- ・平成 29 年度版学習指導要領改訂のポイント 通常学級の特別支援教育（2017）上野一彦監修 明治図書
- ・県立特別支援学校のセンター的機能ガイドライン（平成 21 年） 埼玉県教育委員会
- ・実践障害児教育 2017 年 8 月号（2017） 学研
- ・特別支援教育研究 No.725（2018） 東洋館出版社
- ・DVD 気になる子の早期発見・支援のための「保育・教育に求められる目利き・腕利き」「CLM と個別の指導計画」
（平成 27 年） 三重県
- ・平成 29 年度かがやき特別支援学校学校要覧（平成 29 年）
- ・「障害を理由とする差別の解消に関する法律 障害者差別解消法が制定されました」リーフレット 内閣府
- ・デキる「特別支援教育コーディネーター」になるための 30 レッスン＆ワークショップ事例集（2014）
小野寺基文 他編著 明治図書
- ・決定版！授業のユニバーサルデザインと合理的配慮 子どもたちが安心して学べる授業づくり・学級支援のワザ
（2017） 阿部利彦編著 金子書房